

固定資産台帳整備に係る論点と考え方(案)

①台帳記載項目の考え方

台帳の主要記載項目は、以下のとおりとはどうか(移行時の記載項目については、公営企業法を適用する主旨に反しない範囲で、地方公共団体の実情を踏まえて簡略化してはどうか。)

・資産No、工事契約No、資産コード、資産名称	資産を特定し、また、管理するために必要な情報であり、必要に応じて管理しやすいように情報を追加する(管口径、材質、規格等)
・取得年月日、取得価額	資産の取得時期と取得価額。
・財源情報、地方債償還残高	資産整備のために投じた経費の財源とそのうち地方債の償還残高(詳細は②参照)。
・耐用年数・経過年数・残耐用年数	基本的には、税法で規定される法定耐用年数と取得時期からの経過年数、法定耐用年数からの経過年数を差し引いたもの。
・移行時固定資産帳簿価額	公営企業法を適用する際の、法非適用事業としての固定資産の帳簿価額(基本的には、建設・改良等に投じた価額である。)
・移行後固定資産残存価額	公営企業法適用後の固定資産の残存価額。
・年間減価償却費	毎年の減価償却額。
・減価償却累計額	これまでの減価償却の累計額。
・移行時長期前受金帳簿価額	公営企業法を適用する際の、法非適用事業としての長期前受金帳簿価額。
・移行後長期前受金残存価額	公営企業法適用後の長期前受金の残存額。
・年間長期前受金戻入	毎年の長期前受金の収益化額。
・収益化累計額	これまでに長期前受金を収益化した累計額。

※1 上記の項目のほか、形状、能力、用途等についても記載することが望まれる。

※2 移行後には、増減情報やその理由等についても記載することが必要である。

②台帳登録単位の考え方

固定資産情報の登録単位は、公営企業法適用の目的が、企業の経営状況・資産・財務等の現状を正確に把握し、それを基に施設・設備の老朽化度合、今後の更新財源等を見込むことであることから、整備年度別の資産種別単位を基準とするほか、各企業が上記の主旨と自らの実情を踏まえた合理的な基準(例:工事、管理、区域)を二次的な基準として設定することとしてはどうか(移行時の台帳登録単位については、公営企業法を適用する主旨に反しない範囲で、地方公共団体の実情を踏まえて簡略化してはどうか。)。

③財源情報の考え方

固定資産の整備等に要した財源情報のうち、固定資産台帳に記載する内容としては、長期前受金(補助金、工事負担金、その他)、地方債、その他としてはどうか。

長期前受金は法適用後に収益化することになるため、会計上、詳細に把握することが必要であり、地方債については償還残高が経営状況・経営判断に影響するからである。

これら以外の財源情報については、台帳に記載する有益性や地方公共団体の負担等を勘案し、標準的水準の台帳においては記載を求めないこととしてはどうか(例えば、施設・設備毎に料金を財源とする部分を把握することは、困難である一方で、会計上の具体的な必要性は乏しいものと考えられる。)

④不明資産の取り扱いについての考え方

固定資産のうち、取得時期の不明な資産、取得価額の不明な資産については、統一的な基準により台帳記載価額等を把握することが必要である。

地方公会計においては、原則として「再調達原価」によることとしているが(今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書)、公営企業においては、地方公営企業再評価規則(昭和27年9月29日)において示されている考え方を踏まえて、「取得価額」を原則としてはどうか。料金で経営を行うことを前提とする公営企業においては、資産の価値と財源が明確となっていることが、より強く求められるからである。